

[事案 22-164] 配当金請求

・平成 23 年 6 月 29 日 裁定終了

<事案の概要>

見積書に記載された満期時受取総額が、満期保険金と満期時積立配当金及び満期配当金の合計額であることから、見積書記載の金額の請求権があることの確認を求め、申立てのあったもの。

<申立人の主張>

昭和 58 年に、営業担当者から勧められ 30 年満期の一時払養老保険に加入した。先日届いた「契約内容のお知らせ」を見たら、満期時の受取額が設計書記載の金額に比べ余りにも少ないことに驚いた。

加入に際して、担当者が「見積書記載金額が支払われるから、ぜひ契約してください」と勧められ申込みした。後日、担当者が支社上司を連れてきて、見積書に一筆書いて（「上記金額に間違いはない」）判子も押してくれた。それは約束で守られるべきであり、契約者の信頼を裏切ることのないように、2 年後の満期時には、見積書記載の金額を支払ってほしい。

<保険会社の主張>

下記理由により、申立人の請求には応じることができない。

- (1) 申立人提出の見積書には、記載金額については今後変動することがあり、将来の支払額を約束するものでない旨が明確に記載されており、申立人主張のような勧誘を行うことはあり得ない。万一、そうした約束がなされたのであるなら、その旨の記載がある文書が存在するはずだが、これがないことからそうした約束がないことが裏付けられる。
- (2) 上司の記載した内容は、見積書の記載金額が手書きのものであったため、計算が正しいことを確認したただけであり、申立人主張の約束等とは関連性はない。
- (3) 申立人の主張は、上司との面談時期等の主張が変遷しており、約 30 年前の事実について具体的な記憶があるとは到底解されず、上記の点と併せ、申立人主張のような事実は認められない。

<裁定の概要>

裁定審査会では、申立人および相手方会社から提出された書面等に基づき審理した。審理の結果、下記のとおり、配当金として、見積書記載金額の支払いをすることが申立契約の内容になっているということなどから、本件申立内容は認めることはできないので、指定（外国）生命保険業務紛争解決機関「業務規程」第 37 条により、裁定書にその理由を明らかにして、裁定手続きを終了した。

- (1) 保険契約は、いわゆる附合契約（注）であり、約款の記載に従って契約内容が定められており、申立契約の約款によれば、配当金として、確定金額を支払うものとはされていない。従って、見積書に記載された配当金は、あくまでも作成当時の実績に基づき算定された数値であって、見積書に記載された確定金額を支払うことを内容とするものではない。

- (2)見積書にも、見積書記載の金額を支払うことを約する文言はなく、逆に「・・・今後変動することがあります。従って、将来のお支払額をお約束するものではありません。」との注意文言が記載されている。
- (3)約 28 年前の募集時になされた説明内容については、特段の証拠がない限り、現時点で明確にすることは困難と言わざるを得ない。また、営業担当者の上司の手書き部分の解釈としては、見積書記載金額の支払い約束ではなく、見積書記載金額が間違いないことを確認したものと解する余地もある。従って、営業担当者が支払いを約束し、上司がその確認をした、との申立人の主張を直ちに認めることはできない。仮に、募集人と上司が支払いを約束していたとしても、募集人と上司には、約款と異なる契約を締結する権限はないことから、その約束が契約内容になることはない。
- (4)なお、見積書に記載された予測金額と実際に支払われる金額が乖離していることから、申立人の生活設計に支障を生じさせることはよく理解できるが、その主たる原因は、いわゆるバブル経済の崩壊後の予測困難な経済状況の変化にあり、他の多くの生命保険契約においても同様の事態を生じているところであって、これをもって相手方会社の法的責任を問うことは困難であると言わざるを得ない。

(注) 附合契約とは、大量かつ定型的取引において、契約当事者の一方が予め定めた契約 条項（普通契約約款）を、相手方が包括的に承認することによって成立する契約のことである。相手方は約款の各条項の内容を具体的に知らなくても約款に拘束されると解されている。